

第78号議案

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

他の行政機関等から迅速に特定個人情報の提供を受けること等により行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務を追加するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|-------|--|
| 13 市長 | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
|-------|--|

別表第2に次のように加える。

| | | |
|-------|---|---------------------|
| 11 市長 | 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
|-------|---|---------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。